

# 鳥取縣公報

## 規則

### ◇鳥取縣規則第二十九号

鳥取縣身体障害者福祉審議会規程を次のように定める。

昭和二十五年五月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

#### 鳥取縣身体障害者福祉審議会規程

第一條 鳥取縣身体障害者福祉審議会（以下審議会といふ）は身体障害者福祉法第六條の規定により鳥取縣における身体障害者福祉に関する事項を調査審議するを目的とする。

第二條 審議会は前條の事項について知事の諮問に答へると共に關係行政機關に意見を具申するものとする。

第三條 審議会は身体障害者の障害程度の調査審議のため特別の部会を設けるものとする。

昭和二十五年五月十六日 火曜日  
第二千八百八号

本誌 大キサ八割定購格A五

第四條 審議会は委員二十名以内をもつて組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは臨時委員を置くことが出来る。

第五條 審議会の委員及臨時委員は知事がこれを任命又は委嘱する。

第六條 審議会の委員（關係行政機關の官吏又は吏員のうちから任命された委員を除く。）の任期は二年とする。

2 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第七條 關係行政機關の官吏又は吏員のうちから任命される委員の数は委員の総数の三分の一をこえてはならない。

第八條 審議会には委員の互選による会長及び副会長各一人を置く。

会長は会務を総理する、会長に事故あるときは副会長がその職務を行う。

第九條 審議会は年三回以上開くを例とする。

審議会は会長がこれを招集する。会長は委員定数の四分の一以上のものから附議すべき事項を示して審議会の招集を請求されたときはこれを招集しなければならぬ。

2 審議会は委員定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことが出来ない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは会長の決するところによる。

4 臨時委員は第四條の審議については委員とみなし議決権を有するものとする。

第十條 第三條の特別部会の名称を審査部会と称する。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は審議会の医師たる委員及び臨時委員のうちから会長がこれを指名する。

3 審査部会に委員長を置く、委員長は審査部会に属す

る委員の互選によつてこれを定める。

4 審議会は身体障害者の障害程度に關して諮問を受けたときは審査部会の決議をもつて審議会の決議に加えることが出来る。

5 前四項に定めるもの、外審査部会の運営について必要な事項は審議会がこれを定める。

第十一條 審議会の庶務は鳥取縣民生部厚生課において処理する。

附 則

この規則は昭和二十五年四月一日から施行する。

鳥取縣規則第三十号

家きんコレラ予防規則を次のように定める。

昭和二十五年五月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

家きんコレラ予防規則

第一條 家畜傳染病予防法第十六條の規定により当分の間別表の地区から家きん又はその屍體をしくは、病毒

の傳播のおそれある物品の移入を禁止する。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

別表

岡山縣

鳥取縣規則第三十一号

身体障害者福祉法施行細則を次のように定める。

昭和二十五年五月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

身体障害者福祉法施行細則

第一條 身体障害者福祉法(以下法という)第九條に規定する身体障害者福祉司は各々次に掲げる区域の一を担当し当該区域の市町村と緊密な連絡を図り職務を遂行するものとする。

一、鳥取市及び岩美、八頭、氣高各地方事務所管内

二、東伯地方事務所管内

三、米子市及び西伯、日野各地方事務所管内

第二條 知事は身体障害者福祉法施行規則(以下省令と

いう)第三條の規定により医師を指定し又はその指定を取消したときは告示するものとする。

第三條 省令第五條による調査書の様式は別表第一号の通りとする。

第四條 省令第十條及び第十一條の規定による届書の様式は別表第二号の通りとする。

第五條 省令第十二條による身体障害者手帳再交付申請書の様式は別表第三号の通りとする。

第六條 法第十七條による聴聞の場所は管轄更生相談所とする。

但し特別の事由ある場合はこの限りではない。

第七條 法第二十條第一項の規定にもとずいて盲人安全杖の交付又は補装具の交付若しくは修理を受けようとするもの又はこれらの物品の購入又は修理に要する金銭の交付を受けようとする者は別表第四号第五号又は第六号による申請書に身体障害者手帳を添え居住地の市町村長を経由して知事に申請しなければならない。

2 市町村長は前條の規定により申請書を受理したときは、身体障害者手帳を調査のうえ当該手帳のみを返還し且つ法第二十一條の規定による身体障害者又はその扶養義務者の経費負担能力に關する意見書を申請書に添えて知事に進達しなければならない。

3 前項の意見書の様式は別表第七号の通りとする。

第八條 前條第一項の申請にもとづき盲人安全つえの交付又は補装具の交付若しくは修理を行うときは別表様式第八号による交付券又は修理券を当該申請者に交付し知事の定める施設において交付又は修理を受けさせるものとする。

2 前項の交付券又は修理券の交付は申請者の居住地の区域を担当する身体障害者福祉司及当該申請書經由の市町村長を経由して行うものとする。

3 前條第一項の申請を却下するときは理由書を附し前項の手続により申請者とその旨を通知するものとする。

第九條 法第十九條の規定により市町村の設置する身体障害者更生援護施設の長は当該施設に收容した身体障

害者について別表第九号により收容者台帳を作成しなければならぬ。

第十條 身体障害者福祉司は毎月一回その措置した身体障害者に關する措置状況を作製し意見を附して知事に提出しなければならない。

第十一條 身体障害者更生援護施設を設置した市町村長又は法第三十八條に規定する施設の設置者は毎月一回その施設に收容した身体障害者について別表第十号によつて状況報告書を作製し知事に提出しなければならぬ。

第十二條 省令第二十五條第一項の規定による届書には次の事項を記載しなければならない。

- 一、施設の名称種類及び所在地並びに設置者の氏名
- 二、その施設が民法第三十四條に規定する法人であるときはその定款又は寄付行爲
- 三、事業内容
- 四、建物の規模及び構造並びにその図面及び設備の概要

- 五、收容定員及び現員並びに收容の條件
- 六、経費の財源及收支予算書
- 七、職員の数及施設の主な職員の履歴
- 八、事業開始の年月日

第十三條 省令第二十五條第二項の規定による届出には次の事項を記載しなければならない。

- 一、施設の種類の變更又は休止若しくは廢止の理由及びその予定期日
- 二、現にその施設に於て更生授護を受けているものに対する措置
- 三、施設の建物及び設備の処分

附 則

この規則は公布の日から施行し昭和二十五年四月一日から適用する。

別表第一号

身体障害者手帳交付申請者調査書

氏名 居住地 年 月 日生

標記申請者の状況は左の通りであります

本	現職	月收	世帯主との続柄
	障害時の職業		
人	更生への希望		
	恩給社会保険又は生活保護法との関係		
備考	本人の風土	家族数	人
	する世帯		

年 月 日

市 町 村 長 印

鳥取縣知事 殿

別表第二号

身体障害者(縣外居住地)變更届書  
氏名(縣内居住地) 氏名

手帳番号 縣第 号(昭和 年 月 日交付)  
居住地

氏 名 ④  
 年 月 日生  
 私は 年 月 日より左の通り居住地(氏名)を変更  
 しましたから御届け致します。

(新居住地)  
 (旧居住地)  
 (旧氏名)

年 月 日 身体障害者手帳記載済  
 市 町 村 長 印

鳥取縣知事 殿

別表第三号

身体障害者手帳再交付申請書

居住地  
 氏 名

年 月 日生 ④

私さきに身体障害者手帳の交付を受けましたが(紛失  
 破損)

再交付願いたく(旧手帳をそえ  
 て)申請致します

なお手帳の(紛失(破損)の理由は左の通りであります

一、手帳番号 縣第 号(昭和 年 月 日交付)  
 二、破損の理由  
 年 月 日

鳥取縣知事 殿

別表第四号

補装具等交付申請書

手帳番号 縣第 号(昭和 年 月 日交付)

居住地  
 氏 名

年 月 日生 ④

私左記物品を必要としますので交付方お願い致します

一、物品名  
 記

年月日  
 年月日  
 鳥取縣知事 殿

別表第五号

補装具修理申請書

手帳番号 縣第 号(昭和 年 月 日交付)

居住地  
 氏 名

年 月 日生 ④

私 年 月 日補装具の交付を受けましたが左記の部  
 位が破損致しましたので修理をお願い致します

記

一、補装具名と修理部位

二、従來の修理回数、部位及び最終の修理年月日

鳥取縣知事 殿

別表第六号

補装具等購入、修理費交付申請書

手帳番号 縣第 号(昭和 年 月 日交付)

居住地  
 氏 名

年 月 日生 ④

私左記物品の購入修理費を必要としますので交付をお  
 願い致します

記

一、購入を要する物品(修理を要する物品の部位)

二、購入修理費中自己負担可能額

年 月 日

鳥取縣知事 殿

別表第七号

補装具等購入修理費負担能力に関する意見書

居住地  
 氏 名

右の者から別紙申請書の提出があつたので、その家計

状況を調査したところ左記第一の通りであり、身体障害者福祉法第二十一條の措置については、左記第二の通りとすることを適当と認める。

記

一、本人又はその扶養義務者の資産及び家計の状況  
二、費用の徴収又は交付額減額の程度

年 月 日 市 町 村 長 團

鳥取縣知事 殿

別表第八号(表面)

第 号 身体障害者補装具等 交付券  
修理券

居住地 縣 市郡 町村

氏 名 年 月 日生

交付品名

交付の場所

金額 円 担 縣 額 負 円 担 本人 額 負 円

受領者 本人 氏名 代理人名 本人との関係

鳥取縣 取 氏 名 團

別表第八号(裏面)

注意事項

一、つえ、補装具の交付や修理を受けるときは、この券を当縣庁の指定した表記の場所にお持ち下さい。  
現物を受取るときに、あなたの負担額があるときは、その金額をお払い下さい。  
二、この券は他人に譲つてはなりません。  
三、この券の有効期間は発行の日より六ヶ月以内です。

(表)

号九第表別

No. 收容者台帳

昭和 年 月 日 記入者氏名 ( )

手帳番号	縣第 号	身体障害者福祉司						
氏名(ふりかな)	年 月 日生							
居住地								
本籍地								
保護者氏名	男女	年令(才) 本人との関係						
障害時期	年 月	障害名 原因						
職業欄	障害時の職業 ( )	障害前の特殊技能 ( )						
	障害後の職業 ( )	障害後の特殊技能 ( )						
	職名	在職期間 その職をやめた理由						
世帯員	氏名	性別	続柄	年令	健康状態	学歴	配偶関係	職業
	1	男女			健弱病			
	2	男女			健弱病			
	3	男女			健弱病			
	4	男女			健弱病			
	5	男女			健弱病			
	6	男女			健弱病			
	7	男女			健弱病			
家計	収入	勤勞收入	仕送り	資産収入	貯金引出	その他	合計	
	支出	飲食物費	住居費	被服費	光熱費	教育費	その他	合計
資産	1. 所有地 (田 反) (畑 反) (林野 反) (宅地 坪)							
	2. 借入地 (田 反) (畑 反) (林野 反) (宅地 坪)							
	3. 貸付地 ( ) 4. 牛馬家畜数 ( ) 5. 所有家屋 ( )							
住居	1. 家屋の種類 (イ) 普通家屋 (ロ) バラック (ハ) 寮 (ニ) アパート (ホ) 納屋							
	2. 所有関係 (イ) 自家 (ロ) 借家 (ハ) 間借 (ニ) 同居 3. 家賃 (月 円) 現物支払、免除、滞納 4. 起居部屋数 ( ) 5. 起居坪数 ( )							
	6. たたみ数 ( )							

(裏)

公 的 扶 助	当法による援護措置	盲人杖	
		補聴器	
		義肢	
		車椅子	
		その他	
		法第二十二條	
	法第二十四條		
	法第五十條		
	その他		
	生活保護法	種類	保護期間
生活扶助		開始年月日(年ヶ月)	
医療扶助		開始年月日(年ヶ月)	
生業扶助		年月日金額 円	
保護前歴			
恩給、年金等	種類	支給金額	摘要
	恩給法		
	労災保険		
	厚生年金		
その他	就職希望に就いて	希望職種( ) 勤労場所( ) 条件( )	
	就職轉職	将来の見透しと希望	
備考欄			

別表第十号

身体障害者更生援護施設收容者状況報告書

年 月 分 施設名

手帳番号	氏名	障害名	性別	年齢	指導の状況	備考

告 示

鳥取縣告示第二四四十八号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法第八條の十二の規定に基づき條例の制定を認可した。

昭和二十五年五月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、国民健康保険を行う村
  - 二、條例制定の認可年月日
- 岩美郡津ノ井村 昭和二十五年五月九日

鳥取縣告示第二四四十九号

農業災害補償法第六條の規定に基づき水稻、陸稻、蚕繭(瓦当)に対する反当共済金額を次のように改訂し昭和二十五年産の水稻、陸稻、蚕繭(瓦当)からこれを適用する。但し二、〇〇〇円的水稻反当共済金額(水稻)平均反当收量一石五斗未満又はこれに準ずるものは昭和二十四年五月鳥取縣告示二五〇号により二、〇〇〇円の陸稻反当共済金額(陸稻)の平均反当收量一石以上又はこれに準ずるものは昭和二十四年五月鳥取縣告示二四九号による。

昭和二十五年五月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、水稻共済金額
- 三、九〇〇円を四、四〇〇円に改める
- 三、〇〇〇円を三、二〇〇円に改める
- 二、陸稻の反当共済金額
- 一、五〇〇円を一、六〇〇円に改める
- 一、〇〇〇円を一、二〇〇円に改める

00349

三、蚕繭の互当共済金額

一八〇円を一六〇円に改める

◇鳥取縣告示第二百五十号

農業災害補償法第七條並びに同法施行令第一條の規定に基き水稻に対する共済基準掛金率を次のように改訂し昭和二十五年及び昭和二十六年度水稻にこれを適用する。但し昭和二十三年一月鳥取縣告示第三十四号による危険階級区分によりこれを適用する。

昭和二十五年五月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、組合員の負担すべき共済掛金率

第一階級 二%二三九を 二%三八七に改める

第二階級 二%一一六を 二%二五四に改める

第三階級 一%九九四を 二%一二二に改める

第四階級 一%八七一を 一%九八八に改める

昭和二十五年五月十六日印刷  
昭和二十五年五月十六日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日  
第三種郵便物認可)

發

鳥取縣鳥取市  
鳥取縣鳥取市  
鳥取縣鳥取市  
鳥取縣鳥取市  
鳥取縣鳥取市

印

刷

縣所